



JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会

# 知らなかつたじゃ済まされない！？ Withコロナ時代の ビジネスと知的財産

日本弁理士会  
絆特命WG 高橋雅和

## 4. 中小企業・小規模事業者向け 各種支援策のご紹介

# 日本弁理士会とは

日本弁理士会は、知的財産に関する専門家（弁理士法1条）  
である弁理士で構成される団体。

弁理士は、

- ・特許権等の知的財産権の出願手続の代理や相談ができます。
- ・特許権等の知的財産権に関する契約、訴訟の代理や相談ができます。

※知的財産権の種類や契約、訴訟の種類には制限があります。

また、弁理士は、

経営戦略において知的財産の活用について気づきを提供し、  
アドバイスできる者です。

# 弁理士知財キャラバン

知的財産の専門家である弁理士が企業に3回（最大6回）訪問し、**企業経営の中に知財を上手く活用した事業戦略を提案**します。**※費用は日本弁理士会負担。**

支援内容例

- [1回目]ヒアリング、現状分析、現状の特定、課題の抽出
- [2回目]企業の考える課題とコンサルティング側の考える課題との摺り合わせ
- [3回目]戦略提案



中小企業の経営者の方々に、自社が保有する知財資源の存在、潜在力に気づいて頂き、知財マインドを高めて**企業の業績アップ**に貢献。



無料で経営課題を解決！

<https://www.jpaa.or.jp/activity/caravan/>

# 出願支援制度 (新型コロナウイルス感染症)

新型コロナウイルスの感染拡大により収入・売上が減少した方の支援をするため、特許、実用新案、意匠の出願費用の一部を日本弁理士会が援助する制度です。（援助金最大15万円）

## ■援助の対象となる者（申請者）

### （1）個人：

国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者

### （2）中小企業：

国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より事業収入減少による支援を受けている中小企業基本法に定める中小企業者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人

URL:<https://www.jpaa.or.jp/activity/support/assistance-corona/>

## その他の支援制度

### セミナーの企画・講師派遣、出張授業

<https://www.jpaa.or.jp/activity/support/seminar/>

### 特許出願等援助制度

<https://www.jpaa.or.jp/activity/support/assistance/>

特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願及びこれらに関連する手続を行おうとする者に対して、日本弁理士会が援助する制度。

### 無料相談会

[https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free\\_consultation/](https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/)

全国各地にて、無料相談会を開催しております。

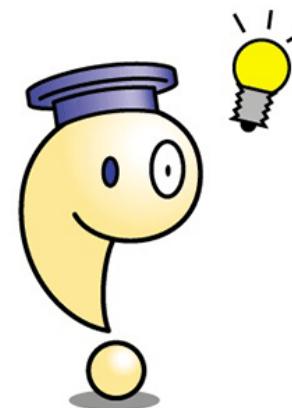
# お問い合わせ・連絡先

## 連絡窓口

日本弁理士会 経営・支援室

TEL : 03-3519-2709

E-mail : shien@jpaa.or.jp



また、日本弁理士会では、日本全国で9つの地域会組織（北海道、東北、北陸、関東、東海、関西、中国、四国、九州）を備えています。

- ▶ 北海道会:011-736-9331 東北会:022-215-5477
- ▶ 北陸会:076-266-0617 関東会:03-3519-2751
- ▶ 東海会:052-211-3110 関西会:06-6453-8200
- ▶ 中国会:082-224-3944 四国会:087-822-9310
- ▶ 九州会:092-415-1139

# 特許庁 中小企業支援施策（一部）

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>

## ➤ 特許料等の減免制度

中小企業、個人及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。

## ➤ 特許情報の分析活用支援

中小企業等にとって費用負担が大きい先行技術文献等の特許情報分析支援を通じ、中小企業等の研究開発戦略の策定、オープン・クローズ戦略等を含む出願戦略の策定及び権利取得可能性判断を包括的に支援します。

## ➤ 外国出願補助金

外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、外国出願に要する**費用の1／2**を助成。

## ➤ 模倣品対策支援

海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等の**費用の2／3**を助成。

### ➤ 防衛型侵害対策支援

海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる**費用の2／3**を助成します。

### ➤ 冒認商標無効・取消係争支援

海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判請求など、冒認商標を取消すためにかかる**費用の2／3**を助成します。

### ➤ 海外知財訴訟保険

中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の**掛金の一部**を助成し、中小企業の掛金負担を軽減します。

# まとめ

1. withコロナ時代に向けて、新事業や事業転換する場合、知財が密接に関係してくる場合がある。  
しかし、知財は「侵害してから」検討するのでは遅く、早い段階から検討に入れておくことが重要。
2. 他の事業者と差別化を行い、差別化部分の知財を取得することができれば、将来的により多くの利益を確保できる。さらに、技術・デザイン・ブランドを統一的なコンセプトで事業を差別化できれば、大企業にも不況にも負けない存在として存続できる。
3. しかし、知財はルールが複雑で改正も多いことから、いつでも相談できる、かかりつけ医師的な専門家（弁理士）を有していることが有効

ご静聴ありがとうございました。